

PFASに関する今後の対応の方向性について(令和5年7月)

PFOS、PFOAについて

以下4点の**継続・充実**を図ることが必要

1. 管理の強化等(在庫量把握、目標値の検討等)
2. 暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応
3. リスクコミュニケーション
4. 存在状況に関する調査の強化等

PFOS、PFOA以外のPFAS

2つの物質群に大きく分類して対応

<物質群1: POPs条約等で廃絶対象等>

1. POPs条約の廃絶対象(検討中含む)となっている物質の優先的な管理の検討
2. 存在状況に関する調査の強化等

<物質群2: それ以外の物質>

- (1) 当面对応すべき候補物質の整理
- (2) 存在状況に関する調査の強化等
- (3) 適正な管理・評価手法等の検討

科学的知見等の充実について

- 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集が必要。
- 既存の知見の収集のみならず、国内において関連する研究を推進すべき。



PFOS、PFOA以外のPFASへの対応について

<物質群1>

<物質群2>

POPs条約で廃絶対象・検討中の物質(14物質※)

それ以外の物質※

※塩や関連物質を除いた数量

※すべてのPFASに有害性等があると確認されているわけではない。

物質例
(用途例)

PFHxS : PFOS、PFOAの代替物質
(泡消火薬剤)

PFNA 長鎖PFCA (C9-21) の1つ
: PFOAの代替物質
(ポリマーの製造用の界面活性剤)

HFPO-DA (GenX) : PFOAの代替物質
(フッ素樹脂加工、泡消火剤、アウトドア用の撥水剤)

PFBS : PFOSの代替物質
(塗料、洗浄剤、撥水・防汚剤)
※これら2物質は、いずれもEPAの飲料水規則等に含まれている。

方向性

- (1) **優先的な取組の検討**
- (2) 環境モニタリングの強化等の検討

- (1) 当面对応すべき**候補物質の整理**
- (2) (1) を踏まえた水環境中の調査等の検討
- (3) (2) を踏まえた適正な管理の在り方の検討

PFHxS

- ・水環境中の調査 (2018年度～)
- ・製造・輸入を禁止 (2024年2月)

PFNA

- ・POPs条約を踏まえた対応を検討

PFAS総合研究 (2024年6月～)

リスク管理の優先度の高い物質(群)を抽出するために必要なPFASの有害性やその定量的な把握手法について公募研究を実施

水環境中の濃度測定のための分析法開発 (2023年度～)

国内外の健康影響及び対策技術等の情報の継続的収集 (2024年度～)

POPs条約に関連する動向について

- PFOS ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩
2009年のCOP 4にて、附属書 B (制限) に追加。
➡ 2010年 4 月、PFOSとその塩について第一種特定化学物質に指定。
- PFOA ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質
2019年のCOP 9にて、附属書 A (廃絶) に追加。
➡ 2021年10月、PFOAとその塩について第一種特定化学物質に指定。
➡ PFOA関連物質については、2025年1月、第一種特定化学物質に指定予定。
- PFHxS ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質
2021~2022年のCOP10にて、附属書 A (廃絶) に追加。
➡ 2024年 2 月、PFHxSとその塩について第一種特定化学物質に指定。
➡ PFHxS関連物質については、2025年以降、第一種特定化学物質に指定予定。

POPs条約において規制対象とされた物質を順次、化審法の第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入の禁止等の必要な措置を講じている。(政令改正)

- PFCA 長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA (炭素数9~21))
2025年のCOP12にて、附属書A (廃絶) に追加することについて議論予定。



PFAS一斉分析法の開発に向けた検討

- ・ 現在、PFOS・PFOA・PFHxS以外のPFASについては国内水環境における統一的な測定方法が設定されていない。
- ・ 多数あるPFASについて、個別に測定する手法を設定していくのは合理的ではなく、必要なPFASを一斉に測定する統一的な測定方法が求められている。

(今後の対応の方向性(抄))

2. PFOS、PFOA 以外のPFAS への対応について

- ・ 分析法が確立されていない物質については、その分析法の開発にまず着手すべきである。
- ・ 現時点で確立されている分析法の適用の可否等を踏まえ、当面对応すべき候補物質を整理すべきである。



- ・ **PFAS一斉分析法の開発に向けた検討**を開始(R5.9~)
- ・ 令和5年度はPOPs条約で廃絶対象として検討中の物質等のうち、国外の分析法(EPA Method1633、ISO21675)で測定可能な物質※1を対象として測定し、**分析に係る課題を検討中**※2

※1 EPAMethod1633(40項目)ISO21675(30項目)をあわせた44項目を、現時点で測定可能な物質として選定

※2 国内の多様な水試料における、定量下限値、回収率、繰り返し分析精度、分析コスト等の課題を検討中

PFASに関する研究の推進① PFAS総合研究

- 「PFASに関する今後の対応の方向性」に基づき、多くの種類が存在するPFASの中からリスク管理を行う優先度が高い物質(群)を抽出するために必要な、PFASの有害性やその定量的な把握手法に関する研究を推進することとした。
- 「PFASに関する総合研究」令和6年度新規課題について昨年末より公募した結果、14件の課題の応募があった。
- 専門家で構成されるPFASに関する研究運営会議において採択候補を抽出し、環境省において以下の3件の課題を採択し、6月より研究を開始した。

① 兵庫医科大学グループ(主任研究者 黒田悦史)

：動物実験、細胞実験等によるPFASの免疫抑制、免疫促進影響の解明

② 国立医薬品食品衛生研究所グループ(主任研究者 相崎健一)

：遺伝子発現解析による有害性評価手法の開発

③ 北海道大学グループ(主任研究者：アイツバマイゆふ)

：毒性影響・毒性発現・種差を考慮したPFASの包括的な健康影響の解明(環境疫学-毒性学融合研究)

3課題とも、令和8年度までの3年間研究を実施

研究の成果については、他の科学的知見とともに、リスク管理を行う優先度が高い物質(群)の抽出、PFASの有害性やその定量的な把握に活用し、国民の安全安心の取組を進めてゆく。